

# 令和3年度に合併処理浄化槽を設置する方へお知らせ

新冠市街地・節婦市街地（下水道処理区域）を除く地域で合併処理浄化槽を設置する場合、新冠町合併処理浄化槽設置整備事業の対象となり、補助を受けることができます。

合併処理浄化槽は、住まいの衛生改善や水路・河川・海などの水質を守り環境の保全に役立ちます。

## 1 補助対象の条件

①個人が居住を目的とした専用住宅に設置（新築及び改築）する場合。（個人以外及び営利を目的とした賃貸住宅、別荘、社宅等は対象外となります。また、店舗併用住宅の場合は、居住部分の面積に応じた人槽が対象となります。詳細につきましてはお問い合わせください。）

②町が指定する業者（工事施工資格のある指定業者）により施工すること。

③浄化槽法に基づく法定検査（第7条検査、第11条検査）及び保守点検を必ず行うこと。

※浄化槽設置後は保守点検費用、年に1度の浄化槽汲み取り費用、法定検査費用がそれぞれかかります。（詳しくは、裏面をご覧ください。）保守点検及び法定検査を実施しない場合、法律により助言・指導、勧告を行う場合があります。また、補助金を受けて浄化槽を設置した場合は、補助金返還命令を行うことがあります。

④定住・移住促進制度補助対象の条件

・定住・移住促進制度の対象となる住宅に設置する場合。

・令和3年度までに住宅を取得するものを対象とします。（定住・移住促進制度期間）

※定住・移住制度に該当するかは、企画課まちづくりグループに相談をしてください。

## 2 補助対象工事

・住宅新築工事の際に合併処理浄化槽を設置する場合。

（既に合併処理浄化槽が設置されている住宅の改築の場合は対象外です）

・既存住宅の生活雑排水とトイレの汚水処理を汲み取りから合併処理浄化槽にする場合。

・単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合。

・12月末までに、浄化槽工事の完了検査を受検すること。（厳守）

## 3 補助の内容

合併処理浄化槽設置整備費補助金

区分	通常分新築・改築補助金額	定住・移住促進補助金
5人槽	352,000円以内	500,000円以内
7人槽以上	441,000円以内	600,000円以内
単独から合併処理へ転換の場合必要な宅内配管工事に対し別途30万円以内を補助		

## 4 融資利子補給

浄化槽設置に伴い、トイレの改修及び排水管工事費用として町が指定する金融機関から融資を受ける場合、60万円の融資を限度に利子の全額を補給します。（既存住宅のみ。）

## 5 合併処理浄化槽設置計画書の提出（重要）

浄化槽を設置予定の方は、事前に浄化槽設置計画書を提出して下さい。

（様式は町のHP又は町民生活課に備え置きされています。）

その後、補助金交付申請の手続きがあり、交付決定書の送付があって始めて工事に着工できます。

※いかなる理由があっても交付決定前に着工された工事は補助対象となりません。（重要）合併浄化槽設置費補助の申請は8月31日までとします。申し込み枠に限りがあることから申し込みをされた場合でも補助とならないこともありますので、早い時期に浄化槽設置計画書を提出して下さい。

## 6 補助制度等についての不明な点の問い合わせ先

★ 定住・移住：企画課まちづくりグループ商工労働観光係 電話0146-47-2498（直通）

★ 浄化槽整備：町民生活課町民生活グループ環境衛生係 電話0146-47-2112（直通）

① 合併浄化槽設置費用 ※金額は目安です

《浄化槽を設置する場合の工事費・維持管理費一例》

※住宅の延床面積が130平方メートル未満は5人槽、130平方メートル以上は7人槽の設置です。  
 なお、**新築以外の住宅の場合**、130平方メートル以上の延床面積であっても、家族の人数の状況により5人槽の設置をすることが選択できます。詳しくは、浄化槽工事業者にお問い合わせ下さい。

★  $130\text{ m}^2 \div 3.24 \div 40.123$  坪

	内 容		費用（例）	補助金額		個人負担額
工事費	①新築工事 定住移住分	浄化槽設置工事費用(人槽により変わる)	120万円	5人槽	500,000円	700,000円
			140万円	7人槽	600,000円	800,000円
	②新築又は 改修工事 通常分	浄化槽設置工事費用(人槽、設置箇所、工事内容により変わる)	120万円	5人槽	352,000円	848,000円
			140万円	7人槽	441,000円	959,000円
③単独から 合併へ転換	浄化槽本体以外に転換に必要な宅内配管工事		定額	300,000円 以内		

② 維持管理経費 (浄化槽管理者は必ず実施しなければなりません) ※金額は目安です

●合併処理浄化槽設置初年度

維持管理費 (設置初年度)	浄化槽法第7条検査：設置後3ヶ月以降5ヶ月以内に水質検査を行う (設置初年度のみ) ⇒ 公益財団法人 北海道浄化槽協会	13,000円
	浄化槽法第10条保守点検等：保守点検・清掃汚泥引き抜き ⇒ 維持管理業者(個別契約)	約40,000円
計		約53,000円

●合併処理浄化槽設置2年目以降

維持管理費 (2年目以降)	浄化槽法第11条検査：設置後2年目から年1回検査を行う ⇒ 公益財団法人 北海道浄化槽協会	8,000円
	浄化槽法第10条保守点検等：保守点検・清掃汚泥引き抜き ⇒ 維持管理業者(個別契約)	約40,000円
計		約48,000円

※法律に基づく保守点検及び法定検査を実施しなかった場合は、助言・指導又は勧告をする場合があります。

■法定検査手数料(参考)

浄化槽処理 対象人数	浄化槽法第7条の規定による検査		浄化槽法第11条の規定による検査	
	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5人～20人	13,000円		6,000円	8,000円
21人～50人	17,000円		10,000円	12,000円

◆長期間浄化槽の使用を休止する場合は、清掃記録を添えて役場に届出してください。

◆浄化槽の使用を廃止したときは30日以内に役場に届出してください。

★お問い合わせ：町民生活課町民生活グループ環境衛生係 電話 0146-47-2112 (直通)

【発行日：令和3年3月26日】